

第27回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 真徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

法人税・所得税の税制改正についていくつか取り上げます。

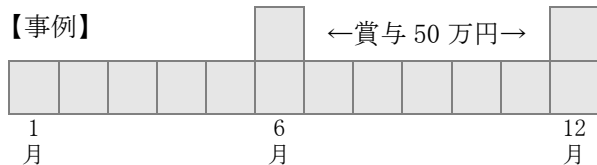
『平成18年度税制改正』

法人税

1. 役員賞与の損金(経費)算入が認められます。

※平成18年4月1日以後開始事業年度より。
従来は損金算入が認められていなかった役員賞与が、「あらかじめ支給額と支給時期等を定めていれば」原則として損金算入が認められることとなります。

【事例】



(仮)役員報酬月額50万円×12ヶ月=600万円損金算入

●改正前

6月と12月の賞与50万円×2=100万円は損金算入できません。

●改正後

「支給時期6月・12月に支給額50万円支給」をあらかじめ定めている場合は、損金算入が認められます。よって、上記の賞与50万円×2=100万円は損金算入できます。

2. 役員賞与の損金算入の改正に伴い、実質一人会社のオーナー社長の役員報酬の「給与所得控除分」が損金算入できなくなります。

実質一人会社とは、役員と^(注)同族関係者等が発行済株式総数の90%以上を保有しており、かつ常勤の役員が過半数を占める会社を指します。

ただし、次に該当する場合は、「給与所得控除分」を損金参入できます。

イ) その同族会社の所得金額とオーナー社長の報酬の合計額の直前3年以内の平均額が年800万円以下の場合。

ロ) 上記イ)の直前3年以内の平均額が年800万円を超えた場

合でも、その平均額が年800万円超3,000万円以下である場合で、オーナー社長の役員報酬の占める割合が、その平均額の50%以下である場合。

(注)同族関係者等とは、株主の親族などをいいます。

親族とは、配偶者及び6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。

3. 少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額を損金として認める制度が見直され、損金算入額の上限が年間合計300万円となります。適用は、平成18年4月1日から同20年3月31日までの間に取得する減価償却資産です。

所得税

1. 定率減税が廃止されます

平成17年度分まで、所得税額の20%(上限25万円)を税額控除として認められていた定率減税が下記のとおりとなります。

平成18年度分	定率減税10%(上限12万5千円)
平成19年度分	定率減税の廃止。 税額控除はありません。

2. 所得税の税率構造が変わります ※平成19年分以降からとなります。

改正前		改正後	
課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
900万円以下	20%	330万円以下	10%
1,800万円以下	30%	695万円以下	20%
1,800万円超	37%	900万円以下	23%
		1,800万円以下	33%
		1,800万円超	40%

とととん! とととん「儲かる」にこだわる税理士事務所
大城真徳税理士事務所

〒901-2132 満洲市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
TEL098-876-8231 FAX098-876-8304

(URL) <http://www.masism.com>

- < 税務支援 >
- 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
- < 経営支援 >
- 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
- 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ パソコン会計支援
- 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

「税務トピック!」がメルマガになりました